

平成25年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成25年3月8日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- 日程第 1 議第 37号 第六次竜王町国土利用計画を定めることについて
- 日程第 2 議第 38号 竜王町副町長の選任について
- 日程第 3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第 1号 竜王町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 2号 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 3号 竜王町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第 7 議第 4号 竜王町障害者自立支援条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 5号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例
- 日程第 9 議第 6号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第10 議第 7号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第11 議第 8号 竜王町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 日程第12 議第 9号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第10号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第11号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第12号 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例
- 日程第16 議第13号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 日程第17 議第14号 竜王町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例
- 日程第18 議第15号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議第16号 竜王町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例

- 日程第20 議第17号 平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議第18号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第22 議第19号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第23 議第20号 平成24年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第21号 平成24年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議第22号 平成24年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第23号 平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第24号 平成25年度竜王町一般会計予算
- 日程第28 議第25号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第29 議第26号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第30 議第27号 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第31 議第28号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議第29号 平成25年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議第30号 平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議第31号 平成25年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第35 議第32号 町道路線の認定について
- 日程第36 議第33号 町道路線の変更について
- 日程第37 議第34号 平成24年度竜王町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第38 議第35号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第39 議第36号 滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村退職手当組合規約の変更について
- 日程第40 意見書第1号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書
- 日程第41 意見書第2号 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加へは慎重かつ毅然と対応することを求める意見書

日程第42 議員派遣について

2 会議に出席した議員（11名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
4番	岡山富男	5番	山田義明
6番	内山英作	7番	貴多正幸
8番	古株克彦	9番	松浦博
10番	西村公作	11番	菱田三男
12番	蔵口嘉寿男		

3 会議に欠席した議員（1名）

3番 若井敏子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	教 育 長	岡谷ふさ子
会計管理者	赤佐九彦	総務政策主監	福山忠雄
住民福祉主監	田中秀樹	産業建設主監	村井耕一
総務課長	奥浩市	政策推進課長	杼木栄司
生活安全課長	若井政彦	住民税務課長	犬井教子
福祉課長	吉田淳子	健康推進課長	嶋林さちこ
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井口和人	建設水道課長	竹内修
教育次長	山添登代一	学務課長	市田太芽男
生涯学習課長	田邊正俊		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松瀬徳之助	書 記	臼井由美子
--------	-------	-----	-------

開議 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議第37号 第六次竜王町国土利用計画を定めることについて

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第1 議第37号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第37号、第六次竜王町国土利用計画を定めることについて、提案理由を申し上げます。

竜王町国土利用計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、竜王町の区域における土地利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域及び滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画を基本として、本町の総合計画基本構想に即し、土地利用に関した基本事項について定めるものでございます。

町では、平成23年3月に第五次竜王町総合計画を策定したところでございます。この計画では、人口問題を竜王町のまちづくりにとって避けては通れない課題として捉え、「ひと」に焦点を当てた計画として、人口の増加に向けた取り組みや地域力、行政力を高めるための内発的な力を育む取り組みを進めるための総合的な指針・戦略であります。

つきましては、第五次竜王町総合計画の施策の具現化に当たり、まちづくりの重要な要素であります土地基盤の土地利用構想について必要事項の見直しを踏まえた上で、今回新たに第六次の竜王町国土利用計画として定めることについて、国土利用計画法第8条第3項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） ただいま町長から、議第37号、第六次竜王町国土

利用計画を定めることについて提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について説明を申し上げます。

竜王町国土利用計画は、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本町の総合計画基本構想に即し、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、土地利用に関する基本事項について定めるものでございます。

なお、国土利用計画法につきましては、国土利用計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する事項等を規定しており、土地の投機的取引や地価の高騰が及ぼす国民生活への弊害除去、遊休土地の有効活用と乱開発の未然防止を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものであります。その国土利用計画の策定には、全国計画に基づき、都道府県計画並びに市町村計画が規定されているものであります。

今回の竜王町国土利用計画は、第五次竜王町総合計画が提唱する「“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」に基づくまちづくりを実現するための土地利用の指針とするため、その方向を総合計画に即し、取りまとめたものであります。

計画の改定に当たっては、現国土利用計画が既に若者定住・住宅対策やインター周辺の活性化を見据えた計画であったことから、基本的には今日までの土地利用の方針・考え方を継続する中で、具体計画が定められたものに一部修正するものであり、滋賀県国土利用計画策定要領に基づき、総括的かつ体系的にまとめ、重要な土地利用計画として、竜王町総合基本計画審議会において、御審議・御答申をいただいているものであります。

計画の内容は、お手元の第六次竜王町国土利用計画の1ページは前文、2ページから9ページかけまして、町土地利用に関する基本構想として、土地利用の基本理念を明らかにし、町土地利用の現状、基本的条件の変化を踏まえ、今回の計画期間における課題を整理し、その土地利用のあり方について総括的に記載をしております。

その中で、6ページにおいては、地域類型別の町土地利用の基本方向について、土地利用の質的向上に関する指針等を、町全体について外郭的に示すため都市的地域、農村的地域及び自然保全活用の3つに区分をしております。この3区分に今後の土地利用のあり方、配慮事項を記載しています。また7ページには、農用地や森林などの利用区分別の町土地利用の基本方向について、各利用用途別に今後の土地利用のあり方、配慮事項を記載しております。

続きまして、10ページには町土の利用区分・地目ごとの規模の目標として、

基準年次を平成21年とし、目標年次を平成32年として、その目標面積を示しております。

この各数値につきましては、平成21年の数値は、それぞれの基礎データを積み上げたものであり、平成32年の目標数値は、第五次竜王町国土利用計画の目標数値を基本とし、過去の推移、今後の土地動向、地域施策等を加味しながら整理をしたものでございます。

最後に、11ページ以降につきましては、前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要について、法制度あるいは留意事項、推進普及方策等を記載しております。

以上、概略ではありますが、第六次竜王町国土利用計画の説明とさせていただきます。

なお、議決を賜り、策定の運びとなりましたら、総合計画の推進とともに、法律の趣旨・目的及び第六次竜王町国土利用計画に定めます理念にのっとり、さまざまな面に配慮し、総合的かつ計画的な町土保全に努めてまいりたいと考えております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます、御説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。

よって、日程第1 議第37号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第38号 竜王町副町長の選任について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 議第38号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第38号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第38号、竜王町副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

竜王町副町長として御尽力をいただきました故青木 進氏は、平成24年7月31日をもって任期満了により退任をされました。つきましては、このたび、川部治夫氏を選任いたしたく提案申し上げますのであります。

川部治夫氏は、町内大字林にお住まいで、年齢は、現在60歳でございます。その人柄につきましては、実直で建設的、人望も厚い方でございます。昭和48年1月に竜王町役場に勤められて以来、各分野において活躍をされ、豊富な経験を積まれておりますが、特に地域商工観光の振興及び企画調整分野に精通され、近年は議会事務局長、産業建設主監並びに総務政策主監を歴任し、その手腕を発揮され、平成24年3月末に退職されました。長年にわたって培われました行政執行能力をもって、地方分権がさらに進展する中、財政基盤を充実させ、住民の皆様が望まれる効率的かつ効果的な竜王町行政の推進に尽力いただける最適任者でありますので、何卒御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期は、平成25年3月18日から4年間でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

討論は省略して、これより採決を行います。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（蔵口嘉寿男） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番 内山英作議員、7番 貴多正幸議員を指名いたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙の配付]

○議長（蔵口嘉寿男） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（蔵口嘉寿男） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。原案を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と記載を願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから日程第2 議第38号の投票を行います。

投票は、1番議員から議席の順に投票願います。

[順次投票]

○議長（蔵口嘉寿男） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

6番 内山英作議員、7番 貴多正幸議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（蔵口嘉寿男） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成10票、反対0票、以上のおり、賛成多数であります。

よって、日程第2 議第38号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第3 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては今回、平成25年6月30日をもって任期が満了いたします三寄住子氏を再度推薦するものでございます。

三寄住子氏は、町内大字岡屋にお住まいで、竜王西幼稚園、竜王幼稚園の園長としての御経験をお持ちであり、現在、竜王町社会教育委員として御尽力いただいております。人権擁護委員としては、平成22年7月1日から1期を経験されており、現在、人権相談業務を初め人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

お諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として、三寄住子氏を推薦することについて、適任者と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として、三寄住子氏を推薦することについて、適任者と認めることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第1号 竜王町公告式条例の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第4 議第1号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第4 議第1号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第4 議第1号は原案
のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議第2号 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第5 議第2号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省  
略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第2号は総  
務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただ  
き、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第3号 竜王町新型インフルエンザ等対策本部条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第6 議第3号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第6 議第3号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第6 議第3号は原案
のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議第4号 竜王町障害者自立支援条例等の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第7 議第4号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第7 議第4号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第7 議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議第5号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第8 議第5号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第8 議第5号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第8 議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議第6号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第9 議第6号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第9 議第6号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第7号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第10 議第7号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第10 議第7号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第8号 竜王町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第11 議第8号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第11 議第8号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第9号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第12 議第9号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第12 議第9号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第12 議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議第10号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第13 議第10号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第13 議第10号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第13 議第10号は

原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第11号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第14 議第11号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第14 議第11号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議第12号 竜王町道路構造に関する技術的基準を定める条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第15 議第12号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第15 議第12号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第15 議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議第13号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第16 議第13号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第16 議第13号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第16 議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第17 議第14号 竜王町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第17 議第14号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
日程第17 議第14号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第17 議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議第15号 竜王町下水道条例の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第18 議第15号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第18 議第15号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求め
ます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第18 議第15号は
原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議第16号 竜王町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術  
管理者の資格を定める条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第19 議第16号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第19 議第16号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第19 議第16号は  
原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議第17号 平成24年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第20 議第17号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省

略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

よって、日程第20 議第17号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 議第18号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第21 議第18号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第21 議第18号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第21 議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議第19号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第22 議第19号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第 2 2 議第 1 9 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第 2 2 議第 1 9 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 3 議第 2 0 号 平成 2 4 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 2 3 議第 2 0 号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第 2 3 議第 2 0 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第 2 3 議第 2 0 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 4 議第 2 1 号 平成 2 4 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 2 4 議第 2 1 号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第24 議第21号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 議第22号 平成24年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第25 議第22号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第25 議第22号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第25 議第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議第23号 平成24年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第26 議第23号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第26 議第23号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 27 議第 24 号 平成 25 年度竜王町一般会計予算

日程第 28 議第 25 号 平成 25 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第 29 議第 26 号 平成 25 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算

日程第 30 議第 27 号 平成 25 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 31 議第 28 号 平成 25 年度竜王町下水道事業特別会計予算

日程第 32 議第 29 号 平成 25 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 33 議第 30 号 平成 25 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 34 議第 31 号 平成 25 年度竜王町水道事業会計予算

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 27 議第 24 号から日程第 34 議第 31 号までの 8 議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第 27 議第 24 号については、6 人の委員をもって構成する予算第 1 特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第 28 議第 25 号から日程第 34 議第 31 号までの 7 議案については、6 人の委員をもって構成する予算第 2 特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第 27 議第 24 号については、6 人の委員をもって構成する予算第 1 特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第 28 議第 25 号から日程第 34 議第 31 号までの 7 議案については、6 人の委員をもって構成する予算第 2 特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算第 1 特別委員会及び予算第 2 特別委員会の委員の選任については、竜王町議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長より指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

それでは指名いたします。予算第1特別委員会委員に、1番 小森重剛議員、2番 竹山兵司議員、4番 岡山富男議員、6番 内山英作議員、8番 古株克彦議員、10番 西村公作議員を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に、3番 若井敏子議員、5番 山田義明議員、7番 貴多正幸議員、9番 松浦 博議員、11番 菱田三男議員、12番 蔵口嘉寿男を指名いたします。

以上のとおり指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって予算第1特別委員会及び予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

この際申し上げます。午後2時10分まで暫時休憩をいたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は第2委員会室へ集合願います。この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会及び予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際御報告を申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に古株克彦議員、同副委員長に西村公作議員、予算第2特別委員会委員長に松浦 博議員、同副委員長に菱田三男議員がそれぞれ選任されました。よろしく願いいたします。

なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議第32号 町道路線の認定について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第35 議第32号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第35 議第32号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第35 議第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 議第33号 町道路線の変更について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第36 議第33号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第36 議第33号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第36 議第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議第34号 平成24年度竜王町水道事業会計資本剰余金の処分について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第37 議第34号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第37 議第34号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第37 議第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第38 議第35号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第38 議第35号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第38 議第35号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第38 議第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議第36号 滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村退職手当組合規約の変更について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第39 議第36号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。

日程第39 議第36号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第39 議第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第40 意見書第1号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第40 意見書第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。5番、山田義明議員。

○5番（山田義明） 意見書第1号の緊急事態基本法の早期制定を求める意見書につきましては、内容については、お手元に配付をしたとおりでございます。

なお、今回の提出の理由につきましては、我が国は、戦後、幸いなことに国家的な緊急事態に遭遇することが少ないまま今日に至っています。しかし、一昨年に発生した東日本大震災などの緊急事態時における初動態勢の不備や対応が適切でないと、国民のこうむる害も増幅され、甚大となります。このような事態を解消すべく、政府及び国会におかれては、国民生活や社会に与える影響を十分考慮し、緊急事態時に即応できる基本法の早期制定を強く求めるものであります。以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第40 意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第40 意見書第1号

は原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第41 意見書第2号 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加へは
慎重かつ毅然と対応することを求める意見書**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第41 意見書第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番、松浦 博議員。

○9番（松浦 博） 意見書第2号、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加へは慎重かつ毅然と対応することを求める意見書につきまして、内容はお手元に配付したとおりでございます。

なお、今回の提出の理由につきましては、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加へは、国家戦略として国民の食糧を確保することや保険医療を含む国民の生命に直結する重要な制度や仕組みを貫き、国民的議論のもとで慎重かつ毅然とした対応をされるよう強く求めるものであります。以上でございます。

○議長（蔵口嘉寿男） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。8番、古株克彦議員。

○8番（古株克彦） 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉参加へは慎重かつ毅然と対応することを求める意見書に賛成する立場から討論します。

2月22日、日米両政府は、環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に際し、全ての関税撤廃が前提にならないとする共同声明を発表しました。

安倍首相は記者会見で、聖域なき関税撤廃は前提でないことが明確になったと言明した。しかし、政府与党は、交渉参加問題で政権公約をした6項目について確実に履行できる状態にまで至っていない。共同声明の中で、日本の農産品についてセンシティブティが存在することが認識されている背景から、交渉参加する前に環太平洋パートナーシップ協定に慎重かつ毅然とした態度をとることを政府に求めるものであります。そういう立場で、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第41 意見書第2号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立多数であります。よって、日程第41 意見書第2号は原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第42 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時24分